

野生動物保全繁殖研究会 会則

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は野生動物保全繁殖研究会 (Association of Reproduction Research for Wildlife Conservation, 略称, 保全研またはARC (アーク)) と称する。

(目的)

第2条 本会は野生動物の保全および繁殖に関する研究や活動を行う様々な分野の機関が専門の枠を越えて技術協力や情報交換を図り, 野生動物の保全繁殖活動を支援することを目的とする。

(事業)

第3条 本会は前条の目的を達成するため, 次の事業を行う。

- (1) 野生動物の保全繁殖に関する研究発表会 (大会を含む) および技術研修会等の集会の開催
- (2) 会員相互の技術協力と情報交換
- (3) 大会講演要旨集等の発行および配布
- (4) 目的を共有する他の団体との協働
- (5) その他, 本会の目的達成に必要な事業

(事務局)

第4条 本会は, 兵庫県神戸市中央区港島南町 7 丁目 1-9 神戸どうぶつ王国内に事務局を置く。

第2章 会員

(会員)

第5条 本会会員は, 一般会員および団体会員とする。

- (1) 一般会員 本会の主旨に賛同し, 所定の手続きを経て入会した個人とする。
- (2) 団体会員 本会の主旨に賛同し, 所定の手続きを経て入会した団体および機関とする。

(入会)

第6条 本会への入会は, 入会年度の会費納入後, 所定の入会申込書の提出をもって, これを認めることとする。

(会費)

第7条 本会の会期は, 4月1日~3月31日とし, 中途入会であっても全納することとする。年会費の額は次の通りとする。なお, 納入済みの会費は返還しない。

- (1) 一般会員の年会費は, 2,000円とする。
- (2) 団体会員の年会費は, 10,000円とする。

(会員の権利)

第8条 本会会員は、次の権利を有する。

- (1) すべての会員は、本会主催の集会等への出席と集会等での研究発表等を行うことができる。
- (2) 団体会員は、当該団体に所属する者が本会主催の集会等に参加費のみで参加することができる。
- (3) すべての会員は、本会主催の集会等の開催案内を、本会メーリングリストによる電子メール等により受領することができる。なお、開催案内は年会費が2年間未納であっても送付される。
- (4) すべての会員は、本会発行の大会要旨集等の刊行物の受領および情報等の投稿を行うことができる。なお、大会要旨集等は大会欠席者には後日送付される。団体会員に対する大会要旨集等の配布は5冊までとする。大会開催終了後に中途入会した場合でも、大会要旨集等を受領することができる。
- (5) 総会への出席および本会の運営に参加することができる。
- (6) 会員専用ホームページを閲覧することができる。
- (7) 役員になることができる。

(休会、退会および除名)

第9条 休会または退会しようとする者は、事務局に連絡しなければならない。

- 2 2年以上会費を滞納した者は自動的に会員の資格を失う。
- 3 会員の死亡または解散は、退会とみなす。
- 4 会員が会則および議決に違反した時、または会の名誉や品位を損じた時は、理事会の判断で除名することができる。

第3章 役員

(役員)

第10条 本会は次の役員を置く。

- (1) 理事 8名以上12名以内(会長、副会長、事務局長を含む)
 - (2) 監事 1~2名
 - (3) 理事のうち1名を会長、1~2名を副会長、1名を事務局長とする。
- 2 理事および監事は一般会員から選出し、総会での承認を得て決定する。
 - 3 会長、副会長、事務局長は理事から選出し、理事会での承認を得て決定する。

(任務)

第11条 各役職の任務は、以下の通りとする。

- (1) 会長 本会を代表し、会務を統括する。
- (2) 副会長 会長を補佐し、会長に事故ある時は会長代行となる。

- (3) 事務局長 事務局を代表し、会長を補佐して会務を運営する。
- (4) 理事 総務（会務、会計）、研究調整（研究相談、大会講演要旨集等の編集）、広報（ホームページ等の管理）などを担当する。
- (5) 監事 本会の財産および業務執行の状況を監査し、総会に報告する。

(任期)

第12条 役員の任期は3年とし、再任を妨げない。

第4章 機関

(総会)

第13条 総会は、本会会員によって構成される本会の最高議決機関であり、次の事項について審議する。原則として毎年1回、大会時に会長が召集する。総会出席者の過半数によって議決する。

- (1) 理事および監事の選任および解任
- (2) 会則の改廃
- (3) 事業計画並びに収支予算および決算
- (4) 本会の解散
- (5) その他、本会に関する重要事項

(理事会)

第14条 理事会は理事をもって構成する。必要に応じて会長が召集し、次の事項について議決する。監事は理事会に出席して意見を述べることができる。理事の過半数によって議決する。

- (1) 本会の事業執行の決定
- (2) 総会に付議すべき事項の決定
- (3) 規則の制定および改廃の決定
- (4) 会長、副会長、事務局長の選定
- (5) その他、本会の運営に必要な事項

(大会実行委員会)

第15条 大会の開催に際しては、大会ごとに大会実行委員会を組織して運営を行う。

- 2 大会実行委員会の委員長は、理事会が推薦し会長が委嘱する。
- 3 大会実行委員は、大会実行委員長が選任する。ただし、理事会のメンバーが1名以上含まれることとする。

第5章 会計

(経費)

第16条 本会の経費は、年会費、寄付金その他の収入をもって充てる。集会等の開催にかかる費

用は、参加費として別途徴収する。

(会計年度)

第 17 条 本会の会計年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。

(会計監査)

第 18 条 会計担当理事は、本会の経理について年 1 回、監事による監査を受け、総会で報告する。

2 各年度の決算は、総会で承認する。

3 会計口座の管理は事務局長が行う。

第 6 章 その他

第 19 条 この会則に定めのない事項については理事会で決定する。

附 則

1 この会則は 2017 年 9 月 20 日から施行する。

この会則は 2018 年 7 月 13 日から施行する。

この会則は 2019 年 7 月 5 日から施行する。

2 野生動物保全繁殖研究会の設立役員は次の通りとする。

理事	会長	佐藤哲也（那須どうぶつ王国）
	副会長	小林弘忠（姫路市立動物園）
	事務局長	中川大輔（神戸どうぶつ王国）
	総務	江崎幸子（福岡市動物園）
	総務	橘 淳一（姫路市立動物園）
	研究調整	楠田哲士（岐阜大学応用生物科学部）
	研究調整	尾形光昭（横浜市繁殖センター）
	研究調整	笹野聡美（往診動物病院 Fauna Vet's）
	広報	羽根佳雄（NPO 法人ツシマヤマネコを守る会）
監事	監査	中田 都（鯖江市役所 鳥獣害のない里づくり推進センター）

(注) 本会会則は、2018 年 7 月 13 日の総会時に承認されていますが、その一部を改正した上記の案が 2019 年 7 月 4 日または 5 日に開催予定の総会の議案となり、承認されれば 2019 年 7 月 5 日から施行される予定です。